## 新潟県議会議員の皆さま

## 「原発新潟県民投票 公開アンケート」ご協力のお願い

## 謹啓

私共「みんなで決める会 原発新潟県民投票を成功させよう!」は、今年4月の結成以来、「地方自治法」第12条及び第74条の定めるところにより、県、並びに市区町村の選挙管理委員会の皆さまのご協力を頂きながら手続きを進めて参りました。この度、審査の結果、集まった署名が条例の制定に必要な法定署名数に達し、『東京電力柏崎刈羽原子力発電所の稼働の是非を問う新潟県民投票条例』の制定を求める直接請求の準備が整うこととなりました。

年内の本請求の後、年明けには新潟県議会に於いてご審議戴くことと成ります。

県議会議員の皆さまに於かれましては多くの議案や請願、陳情などご審議される中、 この度の私共の条例制定を求める直接請求も、議題のひとつとして審議していただけ るものと思います。

「柏崎刈羽原発」は、3・11 以来、私たち新潟県民にとってそれ以前とは異なる存在として認識されるものとなりました。「原発はエネルギー政策のひとつであり、国策であるから県で扱うべき問題ではない」という意見もある一方で、「シビアアクシデントが起きた場合の被害は県民が被ることになるのだから県で扱うべき問題だ」という意見もあります。稼働に際しては県知事や立地地域の合意が必要であり、福島第一原発のような状況になれば、立地地域だけでなく県内外の広いエリアに影響が及び、農作物や水産物の生産の場が奪われ、居住を移さねばならなくなります。

私たちは「柏崎刈羽原発」について、新潟県の環境と、県民ひとりひとりの人権と生存権に関わるものとして認識し、立地地域の雇用や経済やコミュニティや放射性廃棄物の中間貯蔵の問題を含む、県行政、県政そのものに関わる大きな問題だと考えます。だからこそ、新潟県民みんなで向き合うべき問題であると考え、今回「諮問型の県民投票」の実施を、わたしたち県民に与えられている制度と手続きとに基づき自らの手で求めることに致しました。

本日ここに「アンケート」を送付いたします。

この度の署名活動を通して実感したのは、県民投票で県民が「民意」を表すことについて、県議会議員の皆さまがこれをどのように受け止めて下さるのだろうか、ということへの県民の関心の高さでした。

公表の期日は1月13日を予定しております。

御多用を知りつつ、誠に勝手ながら、2013年1月10日までにご回答を戴けますようお願い致します。同封の封筒にて返信戴くか、「みんなで決める会」の事務局宛に FAX で送付戴けますよう何卒お願い申し上げます。(FAX 025 211 4077)

また、先に郵送にてご案内がお手元に届いていることと存じますが、12月22日(土)新潟市内(クロスパル402講座室)にて原発新潟県民投票条例案の「勉強会」を開きます。一般市民のみなさまにも告知いたしました公開勉強会でございます。講師に条例案の起草に携わった南部義典先生をお招きします。ぜひご参加ください。

アンケートの返送を心よりお待ち致しております。

謹白

平成 24 年 12 月 18 日

みんなで決める会 原発新潟県民投票を成功させよう!

共同代表 斉藤竹規 橋本桂子

みんなで決める会 <「原発」新潟県民投票を成功させよう! > 事務局

〒951-8133 新潟市中央区川岸町2-4-6 コーポ川岸B棟202号 電話 025-211-4848 FAX 025-211-4077 Email kenmintohyo@ng311.net HP http://ng311.info/

## アンケートにお答えください(2013年1月10日必着)

お名前記入欄			
記入年月日	年	月	日

- 1. 重大な事案について「住民投票」を実施することをどう思われますか? \*該当する番号に○印をした上で、回答をお選びになった理由などについて、 簡潔にご説明ください。

  - ① 有効と思う ② 有効ではないと思う
- ③ その他

- 2. 柏崎刈羽原発の稼働に関して「諮問型 県民投票」を実施することを どう思われますか?
  - \*該当する番号に○印をした上で、回答をお選びになった理由などについて、 簡潔にご説明ください。

    - 有効と思う
      有効ではないと思う
- ③ その他

- 3. 柏崎刈羽原発の稼働について、新潟県民の民意をどのようなかたちで 確かめることが妥当と考えられますか?
  - \*簡潔にご意見をお書きください。

ご協力ありがとうございました。